

第21号議案 品川区障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

1. 改正の理由

所得税法における配偶者控除の見直しにより、控除対象配偶者の指し示す範囲が現行より狭くなるため、区手当の支給に係る所得制限の対象者が現行と同様の範囲となるよう、現行の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

2. 改正の内容

(1) 「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める規定整備を行う。

改正後の控除対象配偶者とは、納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下である者の配偶者と定義され、改正前の控除対象配偶者と同義（配偶者の合計所得金額が38万円以下である者）として同一生計配偶者が新設されたため、現行の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(2) 併せて、条文の文言整備を行う。

改正前	
控除対象配偶者	納税義務者の合計所得金額 ⇒ 制限なし 配偶者の合計所得金額 ⇒ 38万円以下

↓

改正後	
<u>同一生計配偶者</u>	納税義務者の合計所得金額 ⇒ 制限なし 配偶者の合計所得金額 ⇒ 38万円以下
控除対象配偶者	納税義務者の合計所得金額 ⇒ <u>1,000万円以下</u> 配偶者の合計所得金額 ⇒ 38万円以下

3. その他

(1) 根拠条例等

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）

(2) 施行期日

公布日

(3) 適用日

平成31年8月1日

品川区障害者福祉手当条例（昭和49年10月8日条例第43号） 新旧対照表

新	旧
<p>(支給要件)</p> <p>第3条 第一種手当は、次に掲げる要件を備えている者に支給する。</p> <p>(1) 品川区の区域内に住所を有すること。</p> <p>(2) 年齢20歳以上65歳未満であること。ただし、65歳以上で規則で定めるものは、この限りでない。</p> <p>(3) 別表第1に定める程度の障害を有すること。</p> <p>(4) 前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前々年の所得とする。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者</u>および扶養親族の有無<u>および</u>数に応じて規則で定める額を超えないこと。</p> <p>(5) 規則で定める施設に入所していないこと。</p> <p>2 第二種手当は、次に掲げる要件を備えている者に支給する。</p> <p>(1) 品川区の区域内に住所を有すること。</p> <p>(2) 年齢65歳未満であること。ただし、65歳以上で規則で定めるものは、この限りでない。</p> <p>(3) 別表第2に定める程度の障害を有すること。</p> <p>(4) 第一種手当の支給を受けていないこと。</p> <p>(5) 前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前々年の所得とする。）が所得税法に規定する<u>同一生計配偶者</u>および扶養親族の有無<u>および</u>数に応じて規則で定める額を超えないこと。</p> <p>(6) 規則で定める施設に入所していないこと。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、手当の支給を受けようとする者の品川区児童育成手当条例（昭和46年品川区条例第30号）に定める保護者が、その者に係る同条例に基づく障害手当の支給を受けているときは、手当を支給しない。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 知的障害者であつて、精神発育の遅滞の程度が、中度以上であるもの</p> <p>2 身体障害者であつて、身体障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表（以下「障害程度等級表」という。）のうち、2級以上であるもの</p>	<p>(支給要件)</p> <p>第3条 第一種手当は、次に掲げる要件を備えている者に支給する。</p> <p>(1) 品川区の区域内に住所を有すること。</p> <p>(2) 年齢20歳以上65歳未満であること。ただし、65歳以上で規則で定めるものは、この限りでない。</p> <p>(3) 別表第1に定める程度の障害を有すること。</p> <p>(4) 前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前々年の所得とする。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者</u>および扶養親族の有無<u>ならびに</u>数に応じて規則で定める額を超えないこと。</p> <p>(5) 規則で定める施設に入所していないこと。</p> <p>2 第二種手当は、次に掲げる要件を備えている者に支給する。</p> <p>(1) 品川区の区域内に住所を有すること。</p> <p>(2) 年齢65歳未満であること。ただし、65歳以上で規則で定めるものは、この限りでない。</p> <p>(3) 別表第2に定める程度の障害を有すること。</p> <p>(4) 第一種手当の支給を受けていないこと。</p> <p>(5) 前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前々年の所得とする。）が所得税法に規定する<u>控除対象配偶者</u>および扶養親族の有無<u>ならびに</u>数に応じて規則で定める額を超えないこと。</p> <p>(6) 規則で定める施設に入所していないこと。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、手当の支給を受けようとする者の品川区児童育成手当条例（昭和46年品川区条例第30号）に定める保護者が、その者に係る同条例に基づく障害手当の支給を受けているときは、手当を支給しない。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 知的障害者であつて、精神発育の遅滞の程度が、中度以上であるもの</p> <p>2 身体障害者であつて、身体障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表（以下「障害程度等級表」という。）のうち、2級以上であるもの</p>

新	旧
<p>3 脳性麻ひまたは進行性筋萎縮症を有する者</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知的障害者であつて、精神発育の遅滞の程度が、軽度以上であるもの 2 身体障害者であつて、身体障害の程度が、障害程度等級表のうち、3級以上であるもの 3 脳性麻ひまたは進行性筋萎縮症を有する者 4 戦傷病者であつて、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項第1号の規定に該当する者で、4項症以上の障害を有するもの 5 規則に定める特殊疾病にり患している者 6 精神の障害について、規則で定める程度の障害を有する者 <p><u>付 則</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> 2 <u>改正後の第3条第1項および第2項の規定は、平成31年8月以降の月分の障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。</u> 	<p>3 脳性麻ひまたは進行性筋い縮症を有する者</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知的障害者であつて、精神発育の遅滞の程度が、軽度以上であるもの 2 身体障害者であつて、身体障害の程度が、障害程度等級表のうち、3級以上であるもの 3 脳性麻ひまたは進行性筋い縮症を有する者 4 戦傷病者であつて、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項第1号の規定に該当する者で、4項症以上の障害を有するもの 5 規則に定める特殊疾病にり患している者 6 精神の障害について、規則で定める程度の障害を有する者